

令和8年度藤沢市湘南台文化センターこども館の職場体験に係る生徒の受入要領

藤沢市湘南台文化センターこども館（以下単に「こども館」という。）では、文部科学省がキャリア教育の一環として重視している職場体験（生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や実際の仕事について体験したり、働く人々と接したりする学習活動をいう。以下同じ。）を希望する生徒に対して職場体験の機会を与えることにより、次世代を担う人材の育成に資するとともにこども館の活動を普及することを目的として、その生徒が在籍する学校からの依頼に基づき例年職場体験の希望者を受け入れている。令和8年度についても、次に定めるところにより同様に受け入れる。

1 受入概要

令和8年度の受入概要は、次のとおりとする。

(1) 期 間

2026年（令和8年）10月8日（木）から2027年（令和9年）1月29日（金）までの間で受け入れる。ただし、こども館の開館日の平日のみの受入れとする。

(2) 日 数

各学校で必要とする日数とする。ただし、1学校につき3日までを限度とする。

(3) 日 程

各学校の希望する日のうち、こども館の運營業務上の受入可能な日とする。

(4) 時 間

午前9時から午後3時30分まで（うち、昼食時間として1時間の休憩を取る。）とする。

(5) 内 容

こども館の職場体験の内容は、次のアからエまでにより構成する。ただし、日数及び日程の都合によりイからエまでのうち、実施しないものがある。

ア こども館の管理職又は受入担当者との話合い

職場体験の理解を深めるため、こども館での運營業務を体験する前及び体験した後にこども館の管理職又は受入担当者との話合いを行う。

運營業務を体験する前の話合いは、職場体験の目的を明確にするために行う。

運營業務を体験した後の話合いは、職場体験を振り返り、その体験結果に係る反省及び自己評価を行うことを目的とする。

イ 展示ホールに係る運營業務の体験

展示ホールの入場の受付、安全確保の巡回等の展示ホール担当者が行う業務を体験する。

ウ ワークショップに係る運營業務の体験

普段こども館のスタッフ以外目にするのこども館の工作の準備等のワークショップ担当者が行う業務を体験する。

エ 宇宙劇場に係る運營業務の体験

プラネタリウムの投影等の宇宙劇場担当者が行う業務を体験する。

(6) 費 用

職場体験の費用は、無料とする。

(7) 定員

こども館の運営業務に支障のない人数。ただし、1日につき1学校4人を限度とし、1日に複数の学校の受入れは行わない。

(8) 担当者

鈴木 弓実、加藤 裕人

2 申込期間及び申込対象者

令和8年度の職場体験の申込期間及び申込対象者は、次のとおりとする。

(1) 申込みは2026年（令和8年）12月25日までを期限とし、随時受付ける。

(2) 申込対象者

次のアからウまでの要件をいずれも満たす教員

ア こども館において職場体験を希望する生徒が在籍する学校の教員であること。

イ こども館の事業を理解していること。

ウ 申込期間内に電話での打診を行い、申込手続きができること。

3 申込手続等

申込手続等については、次の(1)から(3)までの流れで行う。

(1) 教員からの電話での打診

教員は、市内優先申込期間内又は一般申込期間内にこども館の職場体験の担当者へ電話を掛けて申込みに係る必要事項の確認を行う。

(2) 教員からの必要書類の提出（申込手続）

前項の確認の結果、職場体験の申込対象者の要件を備えている者は、市内優先申込期間又は一般申込期間内に藤沢市湘南台文化センター長宛ての職業体験の受入れに係る依頼文（様式は、任意）をこども館へ提出する。

(3) こども館からの受入承諾の回答

依頼文を収受して決裁終了後承認されたのち、その旨をこども館から電話で通知する。

4 名簿の提出

生徒が職場体験に係る事前訪問でこども館に来館する3週間前までに、こども館において職場体験を希望する生徒のふりがな付きの名簿（様式は任意）をこども館へ提出するものとする。

5 こども館における職場体験に際しての注意事項

職場体験に際しての注意事項は、次の(1)から(5)までのとおりとする。

(1) 職場体験に伴う必要な保険がある場合は、各学校の責任で加入すること。

(2) 職場体験中に職場体験をしている生徒の不適切な態度や行動が認められた場合は、その時点をもって職場体験を中止する場合があること。

(3) 職場体験をしている生徒が職場体験中に被った事故及び災害については、業務内外の別を問わず、こども館は一切の責任を負わないものとする。

(4) 職場体験をしている生徒に起因する事由でこども館又は第三者が損失又は損害を受けた場合は、

職場体験をしている生徒の在籍する学校が賠償すること。

- (5) 職場体験中に知り得た個人に関する情報等の職場体験に係る情報以外について、職場体験中及び職場体験後においても、第三者に漏らしてはならない。

以 上